

議案第41号

葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6月12日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

旅館業法等の改正に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

葛飾区旅館業法施行条例（平成24年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第7条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号中「宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置する」を「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を設ける場合は、宿泊しようとする者の利用しやすい位置とし、受付等の事務に適した広さを有する」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号ア中「第1条第1項第2号イ又は第3号」を「第1条第1項第1号」に改め、同号イ中「採光が」の次に「直接かつ」を加え、同号を同条第2号とし、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号中「浴室は」を「浴室及びシャワー室は」に改め、同号ア中「洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備」を「清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造」に改め、同号ウを削り、同号イ中「には」の次に「、原則として男女別に分け」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適當な位置に設けること。

第7条第7号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とし、同条第9号ア中「各階に設置し、」を削り、同号イを削り、同号に次のように加える。

イ 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 便所を付設していない客室がある場合には、共同便所を設けること。

エ 共同便所は、原則として男女別に分け、適当な数の便器を設置すること。

第7条第9号を同条第7号とし、同条第10号中「には、規則で定める」を「は、宿泊者の需要を満たす適當な」に改め、同号を同条第8号とし、同条を第8条とする。

第6条第1号中「客室の入口には」を「客室が2室以上ある場合は、各客室の入口に」に改め、同条第2号中「客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付ける」を「旅館業の施設には、公衆の見やすい場所に、施設の名称その他規則で定める事項を掲げる」に改め、同条第3号及び第4号を削り、同条を第7条とする。

第5条を第6条とする。

第4条第1号中「営業施設」を「換気設備及び空気環境」に、「換気措置」を「措置」に改め、同号ア中「換気のために設けられた」を「換気設備は、適切に清掃し、換気用の」に、「開放しておく」を「開放する」に改め、同号イ中「を有する場合は、十分な運転を行う」を「及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修する」に改め、同号ウを削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 照明設備については、次の措置を講ずること。

ア 定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

イ 定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

第4条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号イ中「寝間着」を「寝巻き」に改め、同号ウ中「適當な方法により湿気を除く」を「適切に洗濯、管理等を行う」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号ア中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「葛飾区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「浴室について」を「浴室及びシャワー室について」に改め、同号ア中「水栓」の次に「並びにシャワー」を加え、同号を同条第7号とし、同条第9号中「洗面所」の次に「及び便所の手洗い設備」を、「供給する」の次に「とともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える」を加え、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号を同条第10号とし、同条第12号中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号を同条第11号とし、同条

に次の1号を加える。

(12) 営業者は、事故等が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする体制を整備すること。

第4条を第5条とする。

第3条第3号中「、当該」を「当該」に、「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項第3号中「公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、葛飾区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めて指定する」を「公園、スポーツ施設その他児童の利用に供される施設で、規則で定める」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（申請書の添付書類）

第2条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第1条第1項の申請書には、同条第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 旅館業を営もうとする施設の土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(2) 旅館業を営むために必要な権限を有することを示すものとして葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める書類

第9条第1項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第3号中「第1条第3項第1号」を「第1条第2項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第7条第4号イ及び第5号から第10号まで並びに前条第1項第1号」を「前条第2号イ及びウ並びに第3号から第8号まで」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条第1項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「次のとおり」を「1客室の規則で定める構造部分の合計床面積が、4.9平方メートル以上であること」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条第3項中「第7条第4号イ及び第7号から第10号まで並びに第8条第1項第1号」を「第8条第2号イ及びウ並びに第5号から第8号まで」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第4条第2号及び第6号」を「第5条第2号及び第5号」に改める。

第12条第1項中「旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）」を「省令」に改め、同項第1号中「旅館営業 第8条第1項第2号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号」を「旅館・ホテル営業 第8条第3号、第5号ウ及び第7号」に改め、同項第2号中「第9条第1項第1号及び第5号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第9条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号」を「第9条第1項第5号並びに同条第2項において準用する第8条第3号、第5号ウ及び第7号」に改め、同条第2項中「、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業について」を削り、「第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する第7条第9号及び第10号」を「第8条第7号（第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。